

子ども・子育て関連施設・介護サービス事業所等・障がい福祉サービス事業所等に向けた

『苅田町新型コロナウイルス感染症対応支援給付金』について

緊急事態宣言下において継続して事業を行っている施設・事業所に対し、新型コロナウイルス感染症への対応を支援するため給付金を支給します。

1 支給対象施設等

支給の対象となる施設等は、次のとおりです。

(1)子ども・子育て関連施設		認可保育所、幼稚園、届出保育施設、放課後児童クラブ
(2)介護サービス事業所等	①通所系事業所	通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、認知症型通所介護、小規模多機能型居宅介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、第1号通所事業を行う事業所
	②訪問系事業所	訪問介護・訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導又は第1号訪問事業を行う事業所
	③支援事業所	居宅介護支援、介護予防支援、第1号介護予防支援事業を行う事業所
	④入居系事業所	短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護を行う事業所 指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設
(3)障がい福祉サービス事業所等	①通所系事業所	生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援を行う事業所 放課後等デイサービス、児童発達支援を行う事業所
	②訪問系事業所	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、自立生活援助を行う事業所
	③相談支援事業所	計画相談支援、障害児相談支援を行う事業所
	④入居系事業所	療養介護、施設入所支援、共同生活援助を行う事業所

(注) (2)(3)の事業所等のうち、令和元年12月分～令和2年4月分の各法に基づく苅田町からの給付等の実績がない事業所等は、給付金の支給の対象とはならない。

2 支給額

支給額は、上記1の施設等区分ごとに、次の基本額と加算額を合計した額です。

施設等区分		基本額	加算額
(1)子ども・子育て関連施設		1 施設等あたり 20万円	令和2年4月1日現在の在籍者数(定期利用者に限る。)×3,000円 ※40万円を上限とする。
(2)介護サービス事業所等	①通所系事業所	1 経営主体(法人等)あたり20万円	令和2年2月に苅田町が介護給付・予防給付を行った件数×3,000円
	②訪問系事業所		令和2年2月に苅田町が介護給付・予防給付を行った件数×5,000円
	③支援事業所		令和2年4月1日現在の介護支援専門員の従事者数×5,000円
	④入居系事業		令和2年2月末の入居者又は入所者数(苅田町介護保険被保険者に限る。)×3,000円
(3)障害福祉サービス事業所等	①通所系事業所	1 経営主体(法人等)あたり20万円	令和2年2月分として苅田町が介護給付費・訓練等給付費・障害児通所給付費を支給した件数×3,000円
	②訪問系事業所		令和2年2月分として苅田町が介護給付費・訓練等給付費を支給した件数×5,000円
	③相談支援事業所		令和2年4月1日現在の相談支援専門員の従事者数×5,000円
	④入居系事業所		令和2年2月分として苅田町が介護給付費・訓練等給付費を支給した件数×3,000円

- (注) 1. (2)(3)の「経営主体」とは、苅田町内に主たる事業所の所在地を置く法人等または法人等の所在地が苅田町外にある者については、主たる事業所をいう。
2. (2)(3)の事業所を複数経営する法人等にあつては、基本額は法人等につき20万円とする。
3. (2)(3)の事業所において、令和2年2月の実績がない場合は、基本額のみ支給する。

3 申請の方法等

「苅田町新型コロナウイルス感染症対応支援給付金支給申請書兼請求書」を各担当課に提出してください。申請書に記載された内容を確認した後、指定された口座に振り込みます。

お問い合わせ・申請書の提出は、各担当まで

【認可保育所、幼稚園、届出保育施設】	子育て・健康課子育て支援担当	TEL 093-588-1036
【放課後児童クラブ】	子育て・健康課放課後児童対策担当	TEL 093-588-1036
【介護サービス事業所等】	地域福祉課介護保険担当	TEL 093-434-5544
【障がい福祉サービス事業所等】	地域福祉課障がい者福祉サービス担当	TEL 093-434-1039